

令和 7 年度版

宮城県中小企業融資制度のごあんない

■ 宮城県中小企業融資制度とは

県、金融機関、宮城県信用保証協会が協調して行っている中小企業者向けの融資制度です。

融資の申込窓口は金融機関となりますが、県が融資原資の一部を預託したり、信用保証料の一部を負担することにより、県の定める利率、保証料率等の条件に従って、中小企業者の皆様に低利・長期の資金を融資する仕組みです。

■ ご利用できる方

県内に事業所や事務所等を有し、県内で事業を営む中小企業者、協同組合、NPO法人、小規模企業者です。

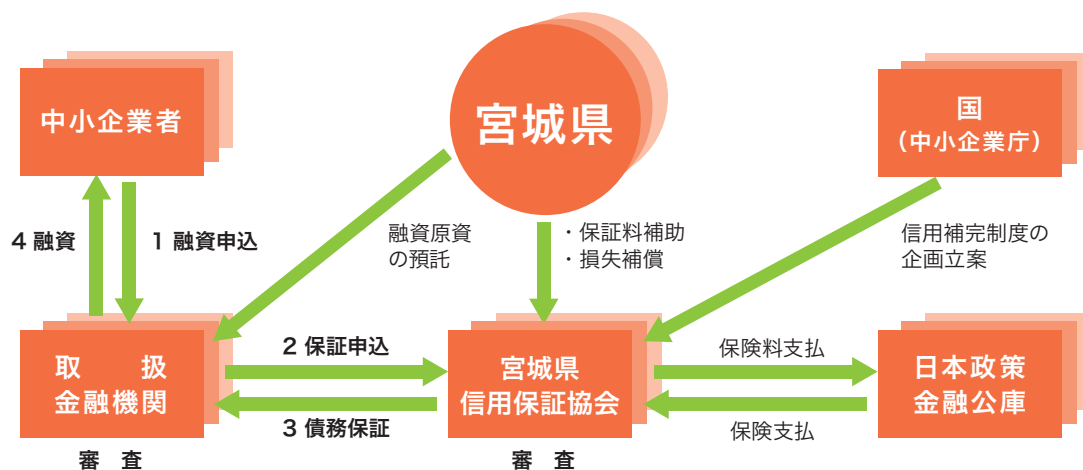
信用保証協会の保証付が基本となりますので、信用保証協会から代位弁済を受け、求償債務が残っている方や手形の不渡り事故をおこし、銀行取引停止処分を受けている方等は、ご利用いただけません。

また、農林漁業、遊興娯楽業の一部等、業種によりご利用いただけない場合もあります（中小企業信用保険法に基づく信用保険の申込対象業種であることが要件となります。）

■ ご利用の申込み

融資のご相談・お申し込みは、県内に所在する各金融機関の本店、支店で行っています。

なお、信用保証協会、金融機関の審査の結果、ご希望に添えかねる場合もありますので、ご了承ください。



■ 取扱金融機関（融資申込先）

七十七銀行、仙台銀行、商工組合中央金庫、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、石巻信用金庫、仙南信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合、相双五城信用組合、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、北海道銀行、青森みちのく銀行、秋田銀行、北都銀行、荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、東邦銀行、常陽銀行、きらやか銀行、北日本銀行、福島銀行、一関信用金庫、あぶくま信用金庫、ウリ信用組合、あすか信用組合、農林中央金庫の県内にある本・支店及び足利銀行郡山支店

利用対象者

▶ 県内に事業所・事務所・店舗等を有し、県内で事業を営む中小企業者、協同組合等、特定非営利活動法人、小規模企業者。
(県内で新たに事業を始めようとする方は、創業育成資金及びスタートアップ創出促進資金が利用できます。)

(1). 中小企業者

(資本金、従業員のどちらかを満たしている会社及び個人事業者)

業 種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業など以下に掲げる以外の業種	3 億円以下	300 人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

(2). 医業を主たる事業とする法人・・・従業員数300人以下

(3). 協同組合等 (中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合 等)

(4). 特定非営利活動法人(NPO 法人)

・・・従業員数300人以下
(小売業50人以下、
卸売業及びサービス業100人以下)

(5). 小規模企業者

業 種	従業員数
製造業など以下に掲げる以外の業種	20 人以下
商業、サービス業 (宿泊業及び娯楽業を除く)	5 人以下
宿泊業及び娯楽業	20 人以下

(商業とは、卸売業、小売業(飲食店を含む)を指します。)

※(1)～(5)に当てはまらない宗教法人、学校法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人等は利用できません。

次のいずれかに該当する場合は、融資対象外となります。

- ① 農林漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業等一部を除く)、その他遊興娯楽業等
- ② 信用保証協会より代位弁済を受け、求償債務が残存しているもの。
- ③ 手形の不渡り事故をおこし、銀行取引停止処分を受けているもの。
- ④ 休眠会社・休眠組合
- ⑤ 破産、民事再生手続開始、会社整理開始及び会社更生手続開始申立中のもの。

セーフティネット保証制度(参考)

この制度は、取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により、経営の安定に支障を来している中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。(県のセーフティネット資金等を利用する場合に、以下の手続きが必要です。)

中小企業信用保険法第2条第5項

1号	連鎖倒産防止	5号	業況の悪化している業種(全国的)
2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	6号	取引金融機関の破綻
3号	突発的災害(事故等)	7号	金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
4号	突発的災害(自然災害等)	8号	金融機関の整理回収機構等に対する貸付債権の譲渡

対象となる中小企業者

取引先の再生手続申立等や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等の上記1～8号に該当し、経営の安定に支障を来している中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたもの。

手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市町村の商工担当課の窓口に認定申請書2通を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関に認定書を持参の上、融資を申し込むことが必要です。

責任共有制度(参考)

信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者を支援する制度です。原則として信用保証協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有します。

※責任共有制度対象外の資金(借換の場合など、保証の枠により一部責任共有制度の対象となる場合もあります。)

- セーフティネット資金
- 危機関連対策資金
- 経営改善サポート借換資金
- 中小企業再生サポート資金
- 災害復旧対策資金
- みやぎ中小企業復興特別資金
- 事業再生計画実施支援資金
- 創業育成資金
- スタートアップ創出促進資金
- 小口事業資金

■ 中小企業経営安定資金

※融資利率は、令和7年4月1日現在（金利は変更する場合があります。）

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
一般資金	次のいずれかの中小企業者等 ①経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの ②経済変動等外部要因により経営が不安定化しているもの	一企業等 8,000万円	1年以内 1.50% 1年超 1.90%	運転 7年以内（1年以内） 設備 10年以内（1年以内）
セーフティネット資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	第1～4号、6号 1.55% 第5号、7号、8号 1.60%	運転・設備 10年以内（2年以内）
危機関連対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項該当の特例中小企業者で市町村長の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（2年以内）
流動資産担保活用資金	取引先事業者に対する売掛債権を自らが保有している、又は棚卸資産を有する中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 1年以内
経営力強化サポート資金	金融機関及び認定経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うことができる中小企業者等 ※税務・金融・財務に関して専門的な知識や実務経験を持つ 税理士、公認会計士、金融機関等で国の認定を受けた者	一企業等 8,000万円	1.60%	運転 5年以内（1年以内） 設備 7年以内（1年以内） 既往の宮城県制度融資を 借り換える場合は、10年 以内（うち据置1年以内）
協調支援型特別資金	次のいずれかの中小企業者等 ①当該資金と同時に融資額の1割以上のプロパー融資を受けるもの ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うことができるもの	一企業等 8,000万円	1.60%	運転 10年以内（1年以内） 設備 10年以内（3年以内） 一括返済の場合は 1年以内
連鎖倒産防止資金	負債総額 1,000 万円以上の倒産企業に対し 50 万円以上の回収困難な売掛債権等を有している、又は当該倒産企業との取引額が全取引額の 20% 以上を占めている中小企業者等（知事の認定）	一企業等 8,000万円	1.60%	運転 10年以内（2年以内）
経営改善サポート借換資金	次のいずれかの中小企業者等 ①借換保証制度を適用して、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を行うことにより、再建及び持続的発展が見込まれるもの ②中小企業信用保険法第2条第5項各号該当の特定中小企業者で市町村長の認定を受けたもので、既往の宮城県中小企業経営安定資金等による借入金の旧債返済を借換保証制度を適用して行うことにより再建及び持続的発展が見込まれるもの	一企業等 8,000万円	対象① 1年以内 1.50% 1年超 1.90% 対象② 第1～4号、6号 1.55% 第5号、7号、8号 1.60%	運転・設備 10年以内（2年以内）
中小企業再生サポート資金	次のいずれかの中小企業者等 ①宮城県中小企業活性化協議会又は宮城県産業復興相談センターの支援を受けて再生等に取り組むもの ②特定認証紛争解決手続により再生を図るもの ③認定支援機関の指導又は助言を受けて再生を図るもの ④民事再生又は会社更生により計画認可を受け、その計画の実行に取り組むもの等	一企業等 8,000万円	1.90% 以内	運転・設備 10年以内（2年以内） ②及び③の場合 運転・設備 3年以内 （据置なし）
災害復旧対策資金（一般枠）	災害救助法の適用又は知事の指定する災害により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①施設・設備等の損壊が発生しているもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②間接的な被害を受け、最近1か月の売上高が、前年同月の売上高に比して10%以上減少しているもの（知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長の認定を受けたもの）	一災害 5,000万円 （ただし、一企業2億8,000万円まで）	1.60% 以内 災害関係保証適用の場合 1.55% 以内	運転・設備 10年以内（2年以内）

資金名		融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
みやぎ中小企業復興特別資金		東日本大震災により被害を受けた、次のいずれかの中小企業者等 ①事業所又は主要な事業用資産に損害を受けたもの（市町村長が発行する罹災証明書等の交付を受けたもの） ②事業活動に著しい支障が生じたため、その事業に係る収入が著しく減少したもの（市町村長の認定を受けたもの） ※新規融資の申込の対象となる区域は原則として沿岸市町に限られます。	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 15年以内（3年以内）
二重債務対策資金		宮城産業復興機構投資事業有限責任組合又は（株）東日本大震災事業者再生支援機構の債権買取等の支援を受ける中小企業者等	一企業等 1億円	1.00%	運転・設備 15年以内（3年以内）
緊急経済変動対策資金		燃料費や原材料費の高騰により、最近3か月間の売上高に占める製造原価等の割合が①前年同期比10%以上増加、又は②前年同期比5%以上、かつ、前々年同期比10%以上増加している中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.45%	運転・設備 10年以内（2年以内）
実 施 業 支 援 生 資 計 金 画	一般枠	（独）中小企業基盤整備機構、宮城県中小企業活性化協議会、宮城県産業復興相談センター等の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内（1年以内）
	経営改善・再生支援強化枠		一企業等 8,000万円	1.60%以内	運転・設備 15年以内（3年以内） 一括返済の場合は 1年以内
条件変更改善借換資金		宮城県中小企業経営安定資金等による既往借入金の残高があり、既往借入金の全部又は一部について返済条件の緩和を行っており、かつ、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定及び計画の実行並びに報告を行う中小企業者等	一企業等 8,000万円	10年以内 10年超 1.50% 2.00%	運転・設備 15年以内（1年以内） 運転・設備とも新規資金を追加する場合には据置 2年以内

■ 中小企業産業振興資金

資金名		融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
富 県 宮 城 資 金	チャレンジ枠	①県が集積を目指す産業（自動車関連産業等8産業）に関連する事業を営むもので、事業の拡大を図るもの ②上記①に該当しない事業を営むもので、新たに①に該当する事業への参入を図るもの （チャレンジ枠は知事の認定）	一企業等 1億円	1.50%	運転 10年以内（2年以内） 設備 15年以内（2年以内）
	応援枠	※県内で1年以上の事業を引き続き行っている中小企業者等であること。	一企業等 3,000万円	1.50%以内 固定又は変動金利	運転・設備 7年以内（2年以内）
	先端設備等導入枠	先端設備等導入計画について、中小企業等経営強化法の規定による市町村の認定を受けた中小企業者等	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
新技術・新製品事業化資金		特許権等技術力を有し、新技術又は新製品の事業化を図るための資金を必要とする中小企業者等（知事の認定）	一企業等 8,000万円 （うち運転資金 4,000万円）	1.50%	運転 7年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）
創業育成資金		①事業を営んでいない個人が、1か月以内※に新たに事業を開始する場合、又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②事業を営んでいない個人が、2か月以内※に新たに会社を設立する場合、または設立した日以後5年未満の場合 ③会社が自ら事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する場合、又は設立した日以後5年未満の場合 ④事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年未満で新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、当該会社設立新規中小企業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内	一企業等 3,500万円	1.55%	運転・設備 10年以内（2年以内）

資金名		融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
スタートアップ 創出促進資金		①事業を営んでいない個人が、2か月以内※に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有するもの又は事業を開始した日以後5年未満の場合 ②会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの又は設立の日以後5年未満の場合 ③事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年未満で新たに会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合で、会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないもの ※創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが要件となる場合があります。詳細はお問い合わせください。 ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6か月以内	一企業等 3,500万円	1.55%	運転・設備 10年以内（1年以内） 本資金とプロパー融資を同時実行、又は保証申込時にプロパー融資の残高がある場合は、据置3年以内
事業承継資金	経営承継枠	中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者、認定を受けた会社の代表者及び認定を受けた事業を営んでいない個人	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
	事業承継特別枠	3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人、又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人で、事業承継日から3年経過していないものに該当し、かつ、資産超過である等の財務要件を満たす中小企業者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
	経営承継借換枠	3年以内に事業承継を予定する中小企業経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者で、代表者が債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じていると認められ、かつ、資産超過である等の財務要件を満たす者	一企業等 8,000万円	1.50%	運転・設備 10年以内（1年以内）
再生可能エネルギー 推進支援資金		再生可能エネルギー発電設備の導入により、発電事業を行う中小企業者等（発電事業には、自家消費をする場合を含む）	一企業等 1億円	1.60%	設備 15年以内（1年以内）
がんばる中小企業 応援資金		事業の活性化や合理化等を図る既存事業の見直し、又は新たな試みに取り組むことを通じて、経営基盤の強化を図ろうとする中小企業者等	一企業等 3,000万円	金融機関所定 固定又は変動金利	運転・設備 7年以内（2年以内）
“伊達な旅” 整備促進資金		観光関連事業を行うか、又は参入を予定している中小企業者等で次に掲げる観光施設及び付帯設備の整備及び改善を行おうとするもの ①宿泊施設 ②温泉施設 ③スポーツ・レクリエーション施設、歴史・文化施設 ④食事休憩施設 ⑤その他、観光客の利用が見込まれる観光施設	一企業等 1億5,000万円	7年以内 1.55% 7年超 1.85% 10年以内 1.75% 10年超 1.95%	設備 15年以内（2年以内）
SDGs推進資金		SDGsの取組に関する事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者等	一企業等 3,000万円	1.50%	運転 7年以内（2年以内） 設備 10年以内（2年以内）

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
小口事業資金	従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 ※商工会議所・商工会が経営指導し、あっせんを受けた小規模企業者は、金利を優遇します。	一事業者 2,000万円	1年以内 1.45% 1年超 1.85% セーフティネット第5号、7号、8号認定の場合 1.55%	運転・設備 7年以内（1年以内）

資金名	融資対象者	融資限度額	利率（固定）	償還期間（据置）
環境安全管理 対策資金	①環境保全を図るため、事業用低公害車等の購入又は自然エネルギー活用施設等の設置を行う中小企業者等（知事の認定） ②ISO 14001、ISO 9000 シリーズの認証又はHACCP方式を導入要件とした総合衛生管理製造過程の承認を取得しようとする中小企業者等 ※①のうち、自然エネルギー活用施設等の設置については、自家消費を目的とした中小企業者等に限る。	一企業等 5,000万円	① 1.80% ② 1.60%	運転・設備 7年以内（1年以内）
中小企業団体中央会 組織金融	中央会の会員である組合で、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の中小企業団体又は商店街振興組合法第2条の商店街振興組合である者	一組合 5億円	1年以内 固定金利 商工中金所定の貸付利率 -0.50% 7年以内 固定金利 商工中金所定の貸付利率 -0.50% 7年超10年以内 固定金利 商工中金所定の貸付利率 -0.30% 10年超15年以内 変動金利 商工中金所定の貸付利率	運転 10年以内 設備 15年以内

- 注1** 中小企業団体中央会組織金融を除き、すべて信用保証付です。ただし、二重債務対策資金については、東日本大震災事業者再生支援機構による債務保証を活用することができます。
- 注2** 中小企業団体中央会組織金融は商工組合中央金庫仙台支店のみの取扱いとなります。
- 注3** 適用される保証により、融資限度額が合算される場合があります。
- 注4** 各資金に適用される信用保証料率は、「宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧」で確認願います。
- 注5** 担保は必要に応じて徴求し、保証人は原則として法人代表以外不要です。ただし、流動資産担保活用資金の担保は売掛債権又は棚卸資産（棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。）とし、創業育成資金及びスタートアップ創出促進資金の担保は不要です。小口事業資金の担保は原則不要とし、中小企業団体中央会組織金融の保証人は役員となります。
- 注6** 環境配慮型経営に係る第三者認証や県実施の女性のチカラを活かす企業認証を取得している中小企業者等は、上記の利率からマイナス0.1%で利用できます。（一部資金を除く。）
- 注7** 特定非営利活動法人（NPO法人）は、創業育成資金やスタートアップ創出促進資金など、一部ご利用できない資金があります。
- 注8** 富県宮城資金（チャレンジ枠・応援枠）の融資対象となる「県が集積を目指す産業」とは、①自動車関連産業、②高度電子機械産業、③食品関連産業、④木材関連産業、⑤医療・健康関連産業、⑥クリーンエネルギー関連産業、⑦航空宇宙関連産業、⑧船舶関連産業をいいます。

令和7年度の主な改正点

経営安定資金

(1) 「協調支援型特別資金」の創設

金融機関のプロパー融資と保証付き融資の組み合わせなどにより、中小企業者等の多岐にわたる経営課題の解決への取組に資することを目的とした新たな資金の取扱いを開始しました。

(2) 「事業再生計画実施支援資金（経営改善・再生支援強化枠）」の創設

早期の経営改善や事業再生に取り組むため、認定支援機関等の指導又は助言を受けて作成した計画等に従って事業再生を行う中小企業者等の資金調達を支援する資金の取扱いを開始しました。

(3) みやぎ中小企業復興特別資金の延長

「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長に伴い、みやぎ中小企業復興特別資金の取扱期間を令和8年3月31日まで延長しました（なお、当該資金利用で直接被害のあった事業者に対する利子補給も継続します）。

※新規融資の申込みの対象となる区域は原則として沿岸市町に限られます。

産業振興資金

(4) がんばる中小企業応援資金の保証料割引対象の認証等の追加

県等が実施する各種認証等制度に積極的に取り組む中小企業者等が、当該資金を利用する際に、保証料を0.2%割引くこととしており、割引対象となる認証等を追加しました。対象となる認証等制度はホームページをご覧ください。

※割引を受ける場合は、あらかじめ県へ申請が必要です。

■ 宮城県中小企業融資制度 信用保証料率一覧

(単位：％)

資 金 名			信 用 保 証 料 率								
			第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分	第 6 区分	第 7 区分	第 8 区分	第 9 区分
中小企業経営安定資金	一般資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	セーフティネット資金	1号～4号、6号	0.70								
		5号、7号、8号	0.67								
	危機関連対策資金		0.70 以下								
	流動資産担保活用資金		0.56								
	経営力強化サポート資金		1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
	セーフティネット保証5号認定の場合		0.67								
	協調支援型特別資金◆		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	連鎖倒産防止資金		0.70							0.60	0.45
	経営改善サポート借換資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	セーフティネット関連	1号～4号、6号	0.70								
		5号、7号、8号	0.67								
	中小企業再生サポート資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	事業再生円滑化関連保証の場合		1.56								
	事業再生保証の場合		2.00								
	災害復旧対策資金		1.00						0.80	0.60	0.45
	災害関係保証の場合		0.70								
	みやぎ中小企業復興特別資金		0.50								
	二重債務対策資金		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	緊急経済変動対策資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	事業再生計画 実施支援資金	一般枠	0.70（責任共有対象外の場合 0.90）								
		経営改善・再生支援強化枠◆	0.80（責任共有対象外の場合 1.00）								
	条件変更改善借換資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
中小企業産業振興資金	富県宮城資金	チャレンジ枠・応援枠	1.19	1.05	0.95	0.85	0.70	0.60	0.40	0.20	0.05
		先端設備等導入枠	0.32								
	新技術・新製品事業化資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	経営革新関連保証の場合		0.67								
	創業育成資金		0.30								
	スタートアップ創出促進資金		0.50								
	事業承継資金	経営承継枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		特定経営承継準備関連保証の場合	1.10								
		事業承継特別枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		欄外★の場合	0.84	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20
		経営承継借換枠	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
		欄外★の場合	0.84	0.70	0.65	0.60	0.55	0.50	0.40	0.30	0.20
	再生可能エネルギー推進支援資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	エネルギー対策保証の場合		1.08								
	がんばる中小企業応援資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
			※県の認証制度等を有している場合は上記から 0.20%割引								
	“伊達な旅” 整備促進資金		1.39	1.25	1.15	1.05	0.90	0.80	0.60	0.40	0.25
	SDGs推進資金		1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45
	小口事業資金		0.50						0.30		
	セーフティネット保証 5号、7号、8号の場合		0.70								
	特別小口保証の場合		0.62								
	環境安全管理対策資金		0.60								

◆国の補助により軽減措置があります（軽減前の料率を表示）。

★事業承継・引継ぎ支援センター及び中小企業活性化協議会による確認を受けた場合

◎有担保で利用の場合に0.10％（セーフティネット資金、危機関連対策資金、流動資産担保活用資金、みやぎ中小企業復興特別資金、創業育成資金、スタートアップ創出促進資金等を除く。）を割り引いた保証料率がそれぞれ適用されます。

■ 信用保証協会とは

信用保証協会法によって設立された公的機関であり、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に公的な保証人となって借入れを容易にする保証機関です。信用保証協会は、事業の健全な発展を支援し、金融や経営のご相談にも応じます。

宮城県信用保証協会のお問い合わせ先

	所 在 地	電 話 番 号
本 店	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5・6階	022-225-6491
経 営 支 援 部	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館6階	022-225-5230
本 店 営 業 部	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所会館5階	022-225-6421
仙 台 東 支 店	〒984-0015 仙台市若林区卸町二丁目9-5 仙台卸商センター第二OCビル3階	022-783-9021
白 石 支 店	〒989-0273 白石市中町11 井丸ビル5階	0224-25-2135
大 崎 支 店	〒989-6166 大崎市古川東町5-46 古川商工会議所会館3階	0229-22-0722
石 巻 支 店	〒986-0822 石巻市中央二丁目9-18 石巻商工会議所会館3階	0225-22-4178
気 仙 沼 支 店	〒988-0084 気仙沼市八日町二丁目1-11 気仙沼商工会議所会館3階	0226-22-1972

その他のお問い合わせ先

	所 在 地	電 話 番 号
宮 城 県 商 工 会 議 所 連 合 会	〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目16-12 仙台商工会議所内	022-265-8181
宮 城 県 商 工 会 連 合 会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター内	022-225-8751
宮 城 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2 宮城県商工振興センター内	022-222-5560
宮 城 県 中 小 企 業 活 性 化 協 議 会	〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-3872
宮 城 県 産 業 復 興 相 談 セ ン タ ー	〒980-0802 仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル8階	022-722-3858

宮城県中小企業融資制度に関するお問い合わせは **宮城県経済商工観光部商工金融課**へ

TEL
直通

022-211-2744

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1 (宮城県庁14階)
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>



古紙パルプ配合率60%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



環境に優しい植物油インキを
使用しています。

この中小企業融資制度のご案内は7,300部
作成し、1部当たりの印刷単価は27.94円です。